

かすみがうら市議会産業建設委員会会議録

令和4年10月25日 午後 1時29分 開 議

出席委員

委員長	加 固 豊 治
副委員長	佐 藤 文 雄
委員	矢 口 龍 人
委員	櫻 井 健 一
委員	鈴 木 貞 行

欠席委員

な し

出席説明者

産業経済部長	松 延 孝 之
理 事	槌 田 浩 幸
上下水道課長	島 田 勝 男

出席書記名

議会事務局	折 本 尚 充
-------	---------

議 事 日 程

令和4年10月25日（火曜日）午後 1時29分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- (2) 上下水道事業における管理者の設置について
- (3) 逆西調整池整備について
- (4) その他

3. 閉 会

開 議 午後 1時29分

○加固豊治委員長

こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから産業建設委員会を開きます。

次に書記を指名します。議会事務局、折本主任を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○産業経済部長（松延孝之君）

産業経済部地域未来投資推進課からの説明をさせていただきます。

課長を兼務しております松延です。よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料は、タブレットに基づいて説明をさせていただきます。

1枚目、2枚目、3枚目が条例案となっておりますが、4枚目の1枚の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例でございます。

条例制定の目的といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、過疎地域内の産業の振興を図るため、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画、この計画につきましては、政策経営課が所管で第4回の定例会に上程する予定となっております。事業を進めているところでございます。この計画に記載をされております産業振興促進区域内において、この後、説明させていただきます幾つかの要件を満たしている事業の用に供する設備の取得等をした場合、対象資産に係る固定資産税について課税免除の適用を受けることができるように条例を制定するものでございます。

対象区域としましては、過疎指定を受けている旧霞ヶ浦町区域全域となっております。対象者は、青色申告をする個人または法人となっております。

対象となる業種ですが、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、こちらの説明欄にあります区域内で

生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に区域外の方に販売することを目的とする事業となっておりまして、例を挙げますと、観光向けの直売所等が考えられるものでございます。まずは、情報サービス業等です。情報提供サービスや情報処理のサービス、また有線放送業、インターネットサービス業が対象となるものでございます。次に、対象となる資産です。償却資産、家屋につきましては、それぞれの業において事業の用に供するものとなっております。土地につきましては、過疎指定が令和4年4月1日ということでありまして、令和4年4月1日以降の取得でありまして、取得の翌日から起算して1年以内に対象となる家屋の新築、増築工事の着手があった土地が対象となるものでございます。

課税要件です。3点ご説明いたしますが、特別措置法の適用を受ける設備であるということでありまして、ただいま説明しました業種あるいは資産という内容となっております。

2点目、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をした設備となっております。

3点目、償却資産及び家屋の取得価額の合計がこちらにあります基準を満たすこととなっております。

以上になりますが、それぞれの各種業種において、個人の場合は500万円以上となっております。法人につきましては、それぞれ資本金規模によりまして金額が変わっているものでございます。

最後に、課税免除期間です。最初に課税されたことになった年度から3か年度が課税免除となりますということで、条例となっているものでございます。

○加固豊治委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄副委員長

結果的に、こういう製造業にしても、旅館業にしても、物品販売、これは今からやろうというところに限定されているように見えますけれども、そうなんですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

条例の制定としましては、この後ということになりますが、適用につきましては、先ほども少し触れましたが、4月1日以降の取得であっても適用になるということになっております。申請の手續に関しましては、固定資産税の課税の関係で償却資産等の申告が1月31日という基準がありますので、それを一つの目安にして、事務のほうを考えているところでありまして、令和4年4月1日以降に取得をして、例えば令和5年1月31日までに申請があった場合には、令和5年度の固定資産税が課税免除になるというような事務の流れとなっております。

○佐藤文雄副委員長

いや、もう書いてあるので分かるんです。その前というか、従来のこういう業種は関係ないよと。今年の4月1日から改めての製造、旅館、水産農家はやっているじゃないですか。実際には、そういうのは対象になりませんよと、今年の4月1日からの業を起こしたところが対象になります、ということだから、いわゆる過疎地域を過疎でなくするために、そこにそういう業種を呼び込んで過疎を解消するというのが目的みたいな感じなので、そうなんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

委員のおっしゃるとおりでありまして、今後、そのような、その過疎地域の産業振興を図るためということでの課税免除という考えでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、現在減価償却しているようなものは一切適用にはならないよと。だから、これから新た

に設備投資とか建築とかやった場合には、その間、3年間ということは、例えば3年度分減免してくれるということではなくて、例えばこの期間の間にしか減免してくれないということなのかな。

○産業経済部長（松延孝之君）

説明が不足して失礼をいたしました。説明しました3か年に取得した設備等、以後3か年間課税免除になります。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄副委員長

例えば今、水産業やっているよと、販売もやっているけれども、同じ業者が別なところにそういう販売業、工場というか、そういうものを造った場合も対象になるということでしょうね。

○産業経済部長（松延孝之君）

ただいまのご質問の場合、対象となるという内容となっております。対象区域であったり、対象者がカバーできれば、対象になるという考えでございます。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄副委員長

4月1日から、今現在は10月になるけれども、そういうところがありますか。実績は。

○産業経済部長（松延孝之君）

今のところ、特別お話は聞いてはおりません。こちらのほうで企業訪問に行った際に、今後、設備投資をしたいというようなお話を聞いているものはあります。

○佐藤文雄副委員長

まだこういう条例が出ていないから分からないんであって、条例ができますよという情報を提供して、そういう話があったのではないですか。そういう情報は全くなくて、このかすみがうら市の過疎地域に行きたいという業者がいたということなんですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

企業訪問は、過疎地域だけではなくて、かすみがうら市内のところを回っておりまして、その中で過疎地域の企業さんにおいても、この条例等の話をしない中で、設備投資をしたいような話があったというのが訪問した内容であります。

○矢口龍人委員

例えば、例として佐賀小学校のキャンプ場があるでしょう。ああいうのは適用になるということだね。例えば4月1日以降に設備投資とか、そういうことをやったことに関しては。

○産業経済部長（松延孝之君）

過疎地域の事業者という意味では対象になろうかと思えますけれども、キャンプ関係ですと、設備投資の部分で金額的な面があろうかと思えますので、そちらの面が対象になれば、なることはあるかとは思えます。

失礼しました。一部訂正させていただきます。金額と対象の業種によって対象となればということになります。

○加固豊治委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 1時41分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時44分]

○佐藤文雄副委員長

業種の中身そのものがよく分かりにくいよね。ここら辺も整理しなくちゃいけないと思うんですよ。もう一つは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのは、国のほうの縛りがあるというふうに思われるんだけど、それが結構ここにあらわれているかなと思うんですが、どうですか。

○産業経済部長（松延孝之君）

委員のお話のとおり、特別措置法に基づいての事業、課税免除をするということになっておりますので、その法律の中での適用となっておりますので、ご説明のとおりの内容になることとなります。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○櫻井健一委員

これで、課税免除になったときに、市としては、その分収入がなくなるのですが、それに対する補填みたいなものは国からございませんか。

○産業経済部長（松延孝之君）

市で課税の分、減収となることも考えられるわけですが、その減収となった75パーセント分は普通交付税で補填をされるという内容となっております。

○加固豊治委員長

ほかにご質問はございませんか。

[発言する者なし]

○加固豊治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩します。 [午後 1時47分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時48分]

次に、（2）上下水道事業における管理者の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○理事（樋田浩幸君）

上下水道課といたしましては、今、委員長からありました上下水道事業における管理者の設置と、この後、もう一件説明させていただきます。

まず、上下水道事業における管理者の設置につきまして、島田課長のほうから説明をさせていただきます。

○上下水道課長（島田勝男君）

それでは、ご用意いたしました資料に基づきまして説明させていただきます。

タブレットをご覧ください。

上から管理者名、こちらは公営企業管理者といたします。これまでは市長が管理者の権限を行い、上下水道事業責任者としての立場でしたが、管理者を設置することにより、上下水道事業の管理者として権限を行使し、責任者となります。

次の根拠となる法令ですが、一部省略させていただいておりますが、地方公営企業法第7条で「地方公営企業法を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず」という文言がございます。現在は、この法令の中で、「ただし、条例で定めるところにより」との文言から、市長が管理者の権限を行っていることとなります。

次に、上下水道事業における課題としましては、経営基盤の強化、老朽施設の更新、水源の確保、下水道事業などが挙げられますが、管理者を設置することで、次のような効果が期待されます。

経営基盤の面では、企業経営に識見を有する公営企業管理者が直接経営することで企業会計のさらなる健全性を確認することにつながり、経営状況の改善が図られ、経営基盤の強化が期待できます。

老朽施設の更新につきましては、更新計画を管理者の下、直接策定することが可能となり、効率的な施設運営を図ることができるものと考えております。

上水道の水源の問題は、県中央用水事業との連携を図り、水道事業の広域化を推進し、水源確保を進めることが管理者の判断で可能となります。

そのほか、下水道事業においても農業集落排水と公共下水道の連結、将来の広域化の推進などへの対応が期待できるものと考えております。

次の任命につきましては、公営企業法第7条の2で、管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長限りで任命すると規定されております。

次のページになりますけれども、管理者の身分につきましては、地方公務員法上特別職の常勤扱いとなっております。

任期は4年で、再任は可能となっております。

給与の内容としましては、給料、通勤手当及び期末手当として条例で規定いたします。給料は月額53万5000円として条例で規定いたします。

服務は、一般職の服務に関する服務の宣誓、法令等に従う義務、それぞれなどがございます。

組織としましては、公営企業管理者をトップとし、上下水道局を設置し、局に上下水道課を設置することとなります。

なお、条例改正につきましては、令和5年4月1日、管理者設置を目指し、第4回定例会へ次の7つの関連条例の改正案を上程予定としております。

○加固豊治委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄副委員長

今、茨城県の企業局というのがあるよね。企業局というのは、いわゆる首長というか、知事じゃなくて、追加任命されているのかどうか分からないけれども、別にそういう特定の企業局長がいるよね。あれと似ているのかな。

○理事（樋田浩幸君）

佐藤委員がおっしゃいましたように、公営企業法で規定されておりますので、根拠法令は全く同じでございます。県であっても市町村であっても全く同じでございます。島田課長から説明ありましたように、現在のかすみがうら市といたしましては管理者を置いていませんので、市長が管理者の権限を有するという形になっております。管理者を置きますと、委員からありましたように、県を例にとると、県知事部局から独立した企業局ということで、その管理者がその最高責任者になるということになっ

てございます。そういう形で、それと同じような形で、市でも同じような形の上下水道の管理者を置きたいというのが今の説明です。

○佐藤文雄副委員長

そういうことなのかなと思ったんですけども、そうすると、例えばこの条例ができれば、改めて市長が任命して、これは議会の同意はあるのかな。あるのかどうかは分からないんですけども、任命して、そこにこの局長なり管理者を置くと。置いたら、この身分が服務とか何とか書いてありますよね。任期が4年とか、給与が53万5000円とか、こういう形で任務を受けた方がこういう立場で仕事をするということなんですかね。

○理事（樋田浩幸君）

任命につきましては、市長からの任命でございまして、副市長とか教育長とかと同じ同意案件ではございませんので、任命でなるということなので、その理由でございまして、この服務にも書いてありますとおり、政治的な行為が制限されております。上下水道事業におきましては、一般会計等と違まして、政治的な事業を実施する、実施しないという判断よりは、生活により密着している上水道、下水道の処理でございまして、そういう政策的な考えよりも、実務的な考えを行使するような形での管理者というような形からこのようにされているというふうに我々は聞いておまして、その下で市長からの任命につきましては、議会の同意を得ずに、事務的な流れの中で任命していくという形での任命となっております。

○佐藤文雄副委員長

ということは、市長が任命して、議会の同意は要らない、それはあくまでも政治的なというか、そういう方向どうのこうのではなくて、上下水道の実務的なものを総括してやる管理者が必要だということで、いわゆる政治的な方向性がどうのこうのというのはあまり関係ないよということなんですね。

○理事（樋田浩幸君）

こちらの任命にも書かせていただいておりますが、管理者は地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちからということございまして、公営企業の識見といいますのは、平たくいいますと、設備の状況でありますとか、組織とか職員、組織の体制、配置または業務の内容、あと財政、企業会計になりますと一般会計と違しますので、そういった財政の面、また各種システムであります固定資産でありますとか会計業務、総務、そういったものの現状を分かっている方が就くというようなことで私どもでは考えているところでございまして、その中で市長が任命いたしますというようなことであろうかとます。

○矢口龍人委員

そうすると、上下水道に精通した職員、人が選ばれるということで、落下傘的に政治的に入るといって、任命されるということはないというようなことでいいのかな、解釈としては。

○理事（樋田浩幸君）

そういうことも可能だと思いますけれども。

○矢口龍人委員

だけど規定があるんだから。

○理事（樋田浩幸君）

規定でございまして、今、矢口委員がおっしゃったような形での識見を有する者の中から市長が任命するということになるかと私のほうでは理解しています。

○矢口龍人委員

だから、例えばそういう人じゃない人が任命されるようなことがあれば、おかしいんじゃないというように、服務規程と違うよというようなことで、市長に対して、異議申し上げるとかできるよね。どうなんだろうね。だって、政治的にやられたのでは、企業会計おかしくなるよね。要するに企業局の中が、そう思うんだよね。だから、そこらのところをきちんとやっぱり縛りつけておかないと、間違った方向に行っちゃうと困るから。

○理事（樋田浩幸君）

すみません、不服がある場合の異議申立てにつきましては、ちょっと法令上も書いていないので、私のほうで可能なのかどうかお答えはできないところではありますが、そのようなことがないように市長に選んでいただくというようなことになるのかと、任命していただくことになるのかなというふうに我々では考えているところです。それ以上は申し上げられないです。

○鈴木貞行委員

この管理者というものを茨城県内で置いてあるような市町村というのはどのくらいあるんですか。

○理事（樋田浩幸君）

この近辺ですと、湖北水道企業団、旧石岡市と旧玉里村に給水している事業団になります。あと、県南にもう一つ、県南にたしかもう一つありまして、このエリアだと2つになります。あと、主に県北ですけれども、水戸市と日立市とひたちなか市ということになってございます。

[「つくば市」と呼ぶ者あり]

○理事（樋田浩幸君）

つくば市は、管理者は置いていないです。市長が管理者の権限を持っています。近辺では旧石岡市と旧玉里村で形成する湖北水道企業団と県南にもう一つと、水戸市、日立市、ひたちなか市ということなので5団体。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○櫻井健一委員

企業経営の識見を有するということがあるんですけれども、これがなかった場合に、さっき矢口委員から出たような不適切ではないかというような意見が出ると思うんですけれども、ここを判断するために何か有する資格とか、そういう判断の材料みたいなものというのは制定されているんですか。

○理事（樋田浩幸君）

その資格までは判断するという事は制定はされていないようでございます。あくまでも市長がそのような見識を有する者のうちから任命するというようなこととございますので、市長のほうからの判断になるのかなと。

○櫻井健一委員

月額53万5000円ということですが、具体的にどのぐらいの給料ですか。副市長さんと比べてどのぐらいとかという何か具体的な。

○理事（樋田浩幸君）

副市長は、かすみがうら市だと59万2000円でございます。教育長が54万6000円ということで、教育長より1万円ほど下がったような金額であります。部長級クラスですと、40何万円と管理職手当つきますね。51万円というようなのかなということで、その間です。部長の給料というか年収と比べますと、部長の年収よりは少し良い形になってはいますが、勤勉手当がつきませんので、特別職ですので、というような形で月額給与はいいですけれども、年収ではそれほど多くなるということではない。

○櫻井健一委員

この給料というのは、下水道の会計から出るのか、一般財源から出るのかということはどうでしょうか。

○理事（樋田浩幸君）

上下水道で持ちますので、折半をどのようにするかまでは、割合等決めておりませんが、両方の会計から支出する、上水道事業会計と下水道事業会計から支出するようになるのではないかな。どちらかでお給料は支払って、その割合に応じて負担するような形になると思います。

○櫻井健一委員

年間でいうと800万ぐらいの負担になるかと思うんですけど、今の水道事業の中でそんなに支出できるほど儲かっているような事業になっているんですか。

○理事（樋田浩幸君）

現状は、この組織の公営企業管理者ではなくて、市長がいて、理事がいて、課長がいるような形になっています。それが今度、市長ではなく公営企業管理者になりますと、部長職の職員は多分要らなくなってくるので、管理者と課長というような形になりまして、現状の負担とほぼ変わらない程度の費用負担になるものと考えております。

また、上水道事業につきましては、下水道と違いまして、経営的にも効率的な経営になっておりますので、そういった点ではご心配はないかなというふうに考えております。

○櫻井健一委員

この効果の中で効率的な施設運営を図るというものが含まれていますけれども、今の体制では効率的ではないんですか。

○理事（樋田浩幸君）

効率的といいますか、今の状況ですと、課長と担当のほうで考えをまとめていただいた後に理事のほうと話し合いをして、方向性を決めて、さらに市長との折衝といいますか、次年度どのようなことをやるかとか、そういったことを市長と協議しながら次年度以降の設備の更新などを決めていかなければならないことになりましてけれども、管理者が設置されますと、この組織の中だけで意思決定が確立いたしますので、そういった意味では、組織の中の意思決定から効率的に行われるというふうに我々は考えています。

○櫻井健一委員

組織の中で決定したものは、市長の意見は聞かなくてもできちゃうようになるという解釈でよろしいですか。

○理事（樋田浩幸君）

全く説明をしないわけでは現状はいかないと思いますけれども、現実的にどちらかという専門的なお話になってくると思うんです、上下水道の市の業務というのは。そういったことを専門的な識見を有する管理者と技術的なことを知っている職員とで話し合われた計画というのは、やはりしっかり尊重すべきかなと我々は考えておりまして、市長がいるからできる、できないということではないんですけれども、一緒に計画的なところはお話をしながら、市のあるべき姿は進めていくような過程になるかと思っておりますけれども、そういった点で、実務的な管理者を置くことによって計画性を持った上下水道の計画を遂行できるのではないかと、このように考えています。

○櫻井健一委員

結果的に市長には報告もしますし、基本的に上下水道課というのは専門的なものであるからというこ

とで課長は専門的な意見が必要だということと、県内で5か所ぐらいの採用だということの中で、今、かすみ
がうら市で財源が大変な中で、コロナ禍からの正常化に向けて、一般財源を使うような話になってくれ
ば、それあまり望ましいことではないのかなとは思いますが、この時期にやらなくてはいけな
いような、令和5年4月1日ということでしたけれども、そんなに焦ってというか、そんなにやらなく
てはいけない理由はあるのでしょうか。

○理事（樋田浩幸君）

上下水道のほう、令和5年4月1日ということでありまして、上下水道に管理者を置いたほう
がいいというお話は、今、始まったことではなくて、前から出ていた話ではあるんですよ。今回、宮
嶋市長になりまして、そういったお話の中から設置をしていこうというお話になりまして、今回条例化
を進めていくような形となつてございますので、課題としまして、先ほど説明させていただきましたよ
うな課題もございまして、今後、水源の確保の中で上下水道の広域化というのは迫ってまいりまして、
30年後ではありますけれども、県の中で1事業所にしていくというような流れでございまして、

そういうことの広域化に向けまして、直近で10年間のスパンの中で広域化のプロセスを図っていくと
いうようなことでもございまして、そういった広域化を推進していく上で管理者の判断を仰ぎながら進め
ていくのが効率的ではないかということもございまして、今般、条例改正のほうを整備させていただく
というような状況となつてございます。

○加固豊治委員長

ほかにございせんか。

○佐藤文雄副委員長

今の答弁に関連すると、今、茨城県は、4つの広域を、1本化するということのも一つ大きな要因だとい
うことをおっしゃったと思うんですが、4つを1本化というのは、これ何年、30年後ですか。

○理事（樋田浩幸君）

県の中の給水事業、4つございまして。県西、県央、鹿行とございまして、それと、あと各市町
村でやっている水道事業、かすみがうら市にもありますけれども、各、市町村でやっているものの事業
を1本化するというような意味でございまして、県と市町村を事業で1本化というのは、30年後の予定
であるというようなことが決まったのではありません。今後、そのような方向で県としては進めていき
たいというようなことのものでございまして、これは県ではなくて国の方針もあるようでもございまして、
そういったことで事業化を進めていくという考えでございまして、

○加固豊治委員長

ほかにございせんか。

○矢口龍人委員

結局のところ、定年延長とか、そういうもののポストとか、そういう部分にも、ポストが少なくて行
くところがないのもあるし、そういうところも関係しているのかな。

今まで理事なんていなかったのに。

○理事（樋田浩幸君）

これは定年後のポストということではなくて、現職の管理者になりますので。

○矢口龍人委員

定年後じゃなくて、定年延長になったわけでしょう。

○加固豊治委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時12分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時19分]

○理事（樋田浩幸君）

役職定年の中でというお話がございましたけれども、役職定年後にこちらに入ることではなくて、管理者としては独立した、職員とはまた別な形の特別職ということで任命、市長からの任命というふうなことになっていきますので、役職定年後のポストということではございません。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

○佐藤文雄副委員長

今までの議論の中で考えられるというか、この方向性がなぜ出てきたかという、前は水道課1本だったと。それが下水道、これを企業会計にするという流れで上下水道ができた。そこに都市建設部が、部署が総括的に見ていたけれども、やっぱり専門的な企業会計という中での運営が必要になってくると。それには専門的な管理者が必要でしょうと。その管理者の下に、いわゆる独立した企業局みたいに任務を果たさせて効率的にやっついこうというように感じられますけれども、どうですか。

○理事（樋田浩幸君）

今、おっしゃられたように専門性を高めて、上下水道の事業を推進していくというのは求められておりますので、そういう形で管理者を置くような形も今回の条例等の改正のほうで提案していきたいというように考えてございます。

○佐藤文雄副委員長

あとは、政策的な問題だとか、あとはチェックとか何とか、議会も普通に、同じように企業会計であろうと、今のかすみがうら市の上水道事業の問題とか、県の中央広域の問題だとかというのは、議会の中では話もできるし、この問題についてのやり取りはできるということによろしいですね。

○理事（樋田浩幸君）

管理者を置かれましても、予算とか決算の提案については、市長名での提案になっていきます。管理者側のほうでは、予算の調整でありますとか決算を作成するような、そういった事務的なところはいたしますけれども、議会へ提出してご審議いただくのは、今までと全く変わってきません。

○加固豊治委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○加固豊治委員長

それでは、ご質問等がないようですので、本件を終結いたします。

次に、（3）逆西調整池整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○理事（樋田浩幸君）

それでは、続きまして逆西調整池整備事業につきまして、概要についてを島田課長から説明させていただきます。

○上下水道課長（島田勝男君）

それでは、続きまして、タブレットのほうをご覧ください。

資料の1ページのほうですけれども、整備事業概要として、1番目に場所と4つの地番、それぞれの

面積を記載しております。合計で5,011平方メートルになります。

位置としましては、次の2ページになりますけれども、中央左上の赤枠内が整備場所となります。稲吉ふれあい公園のすぐそばになります。

また、地番図につきましては3ページになります。

赤文字で面積を表示しているところでございます。

表紙に戻っていただきまして、次の2番の計画概要につきましては、(1)として降雨確率年、こちらは公共下水道事業計画で規定されております5年確率を採用しております。

(2)の降雨強度、こちらは1時間あたりに降る雨の量を表す数値となります。(1)の降雨確率年、5年確率から計算式によって算出し、1時間あたり42.4ミリメートルの雨量としております。

(3)の流入面積、集水面積になっています。集水面積につきましては、調整池へ流れ込むと想定される雨の降る場所の面積となります。

○加固豊治委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 2時25分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時27分]

○上下水道課長(島田勝男君)

今、お配りしたこの図面のほうで赤枠で囲まれた部分、こちらの面積26.3ヘクタール、こちらで降った雨が流れ込むという想定で設計しております。

続きまして、(4)の容量につきましては、冠水を発生させないこととして計算した3,900立方メートルとしております。冠水があるということでこの調整池を設置するわけでございますが、その冠水を発生させないために必要な容量として3,900立方メートルとなっております。

(5)の施設の形態につきましては、5ページのほう、先ほどお話ありましたけれども、こちらのイメージにありますけれども、調整池の中の周囲を垂直にコンクリートで囲む掘り込み式として、調整池内にポンプを設置して流入した雨水をポンプで強制的に排水する形態とする予定でおります。また、この調整池の周りには、道路として整備しますけれども、そのうちのウォーキングやランニングなどができる歩道としまして、ベンチなどを設置して市民が利用できる場所として活用することを予定しております。

表紙に戻ってください。

3番のスケジュール、こちらにつきましては、令和3年度に地質調査を行いまして、地下水位が地上から1メートルぐらいであることの報告を受けているところでございます。令和4年度、今年度は不動産鑑定評価業務と損失補償額算定業務、そして実施設計業務を委託し、来年度、令和5年度に工事着工を予定しております。

今回、本日のこのご説明につきまして、今年の第1回の定例会でご指導いただいているところでございますが、公園利用などについて近隣の状況などを確認いたしました。管理する人員を配置したり、予約制で利用時間を設定し、時間外は施錠するようなどころもございました。

また、設計に当たっては、公益社団法人日本河川協会が発行する書籍がございまして、防災調整池等技術基準の中で指針が示されてございました。調整池内を公園として利用する場合には、小学生などの児童が利用する児童公園として原則利用してはならないこと、くぼ地状の閉鎖空間とならないよう配慮すること、雨水などが流入しない、湛水しない敷地を全体の5割以上とすること、また安全対策として、調整池内からの避難経路の勾配を4パーセント以下とすることなどの指針が示されておりました。これ

らの指針と整備予定地の面積、容量を併せて検討いたしました。先ほどの説明のような検討結果となりました。

○加固豊治委員長

以上で説明は終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この2番の容量3,900立方メートルでしょう、最大の数量が。5ページ目のこの調整池を見ると、これどういうふうな計算でこんなふうになるわけ。例えば、この壁の厚み、高さとか、どのぐらいここに容量とるためにこの図面になっているんですか。この鳥瞰図は、3,900立方メートルを基準にしているんですか。それを教えてください。

○上下水道課長（島田勝男君）

こちらの鳥瞰図につきましては、今のところ3,900立方メートルという話もございますし、また、水面が1メートルというところもありますので、それを考えて図面として表示したものでございます。

○矢口龍人委員

違う、水位が1メートル、これは水が張ってあるよね、この鳥瞰図は。この状態で水位が1メートルという意味なんですか。それとも、これが満杯な状態なんですか。そこを教えてください。

○理事（槌田浩幸君）

この鳥瞰図につきましては、あくまでもイメージ図ですので、水が既にこれだけあるということではなくて、水が張った場合にこういうふうになるというふうなイメージを持っていただくために水を張ったような形になっていますので、現状がこのようになるかどうかは、私のほうでは分かりません。

○矢口龍人委員

設計の段階で3,900立方メートルというんだから、例えば3,900平方メートルの面積だったら1メートルなわけですよ、単純に。これどう見たって1メートルの深さじゃないでしょう。見た感じね。だから、それを言っているわけです。いわゆるGLから1メートルで、例えば5,000平方メートルあったら5,000立方メートルになるわけだからさ。それで今、いろいろ公園にすることが適正でないようなことを言ったんだけど、もうちょっと考えてくださいよ。どういうことかという、例えば今、言った一部分を深くして、例えば10メートルの深さにすれば、10メートルの10メートルの10メートルで幾つになる。何立方になる。

[「1,000立方メートル」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

1,000立方メートルでしょう、10メートルで。だから、それを30メートルにすれば3,000立方メートルでしょう。だけど、ほかのところは公園で使えるんでしょう。要するに、容量をとればいいでしょ。広くする必要もない。深くすれば容量足りるんだから、余った部分を公園として使うとか、そういうふうなアイデアというのが必要だと思うんだよね。何で言うかという、東小学校の調整池造ったでしょう。あれは深さを設けたわけだよね。それで容量足らしたわけでしょう。面積ではなくて、あれは深さを深くして。だから、やりようだと思うんですよ。

やはり都市公園が欲しいというのが市民の望みなんですよ。こういうふうにして入れないんですよと行って閉鎖するよりも、やはりどうにかして公園として使えるようにしてもらいたいわけ、我々住民としては。そういうアイデアがこれに入っていないんだよね。だから、多少工事費がかかっても公園として利用できるような方法を考えていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

付け加えると、例えば軟弱地盤、要するに1メートルの水位だと、地下1メートルの部分、水位があるんだよという調査しましたよね。今の技術だと、例えばサンドドレーンとかペーパードレーンとかとってドレーン工法すれば、地下水なんか幾らでも捨てられるわけだよ。だから、そういうことも考えに入れた上でやってもらいたいんだよね。

○理事（樋田浩幸君）

水位が1メートルということで、放置していくと高い水位であるというのが現状でございまして、例えばその水位を下げるということを今までの中では考えていなかった部分でございまして、その水位をカバーするための、水位を参酌しながら調整池を手入れするとすると、このような形での調整というように考えているところとございまして、それ以外の工法ということは、今の時点では考えていなかった部分でございまして。

○矢口龍人委員

いや、だから考えてくださいと言っているの。もう少し皆さんともよく調整してね。だから、深くすればいいだけのことだからね。容量を多くするのであれば、1メートルじゃなくて10メートルにすれば10分の1の面積で足りるわけだから、だから、そういうことを考えて、せつかく、5,000平方メートルも市街化区域のど真ん中で調整池なんかにしちゃったらもったいないよ。本当にみんなに文句言われると思うよ。有効利用をしてもらいたいと。

○佐藤文雄副委員長

関連して。最初は、ボーリング調査はなかったよね。それで、あそこを掘り込み式で普段は公園に使えるようにと言ったじゃないですか。それを途中で変えたでしょう。途中で変えたというのは、裁判になったから途中で変えたというのは、もうボーリング調査したらしいけれども、でも、今、矢口委員が言ったように、こんな形にしたらもう非難ごうごうだよ。何回も言うけれども、公園にしようという発想があったわけだから、ここをわざわざこんな鳥瞰図までつくって、あたかもこれは結果的に大水が、今、言った条件で、60分、42.4ミリ、この雨が降った場合にこういう状態になるというんでしょ。違うの。普段も超えているの。この大水がなったときに、この状態になりますよという絵じゃないの。

普段は、水はないわけでしょう。大雨降ったときにこの状態になりますよということなんだから、こんなことおかしいでしょう。そこを何にも使わないで、ただ見ているの、周りの人は。これは本当にこういうやり方したら、逆に反対運動するしかない。そういうことを考えてやったほうがいいと思う。

○理事（樋田浩幸君）

ボーリングの調査の結果、水位が1メートルということで出ておりまして、今、おっしゃいましたように、ここが完全に乾いているのかということは、私のほうでもそこまでは分からない状況です。掘り込みの深さにもよりますけれども、水位が1メートルというのは、上から1メートル出てくるということとありますと、水がこういう状況ではないかもしれませんが、水位があるというふうな状況ではないかというふうに今、私どもは考えておりまして、そこで衛生的な公園として開放できるのかとなってきますと、難しいかなというような部分であります。そういうふうに考えております。

○矢口龍人委員

だから、水位を下げる努力したらいいでしょうと言っているんですよ。水位を下げる努力は幾らでもできるから、水位を下げれば全然問題ないでしょう。

○加固豊治委員長

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 2時30分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時49分]

○矢口龍人委員

逆西調整池のスケジュールのほうを拝見しますけれども、この計画では全く認めるわけにいかないの
で、やはりこういう市街化区域のど真ん中ということもあるので、公園つきの調整池ということで再考
をお願いしたいと思っておりますので、ご答弁いただきたいと思っております。

○理事（槌田浩幸君）

私ども下水道会計、事業会計で実施しようとしていたのは、今、お示しをさせていただいた鳥瞰図で
見ていただいたような形でございます。雨水の排水の調整をする池として調整池を整備する考えでおり
ましたので、このような形で他には何も計画がない方向での設計をさせていただいております。今、矢
口委員からございました半分以上を公園として整備するとなつてまいりますと、私どもだけでは整備す
ることはできないかなと思われまので、それにつきましては、今後、市長部局、市長と併せて説明、
調整をさせていただきたいと考えておりますので、ご要望にお応えできるかどうかは、ここで私も判断
はできませんし、回答もできませんので、その後、協議させていただくということでご理解いただけれ
ばと思っております。

○加固豊治委員長

ほかにご質問等ございませんか。

[発言する者なし]

○加固豊治委員長

それでは、ご質問等がないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。 [午後 2時51分]

○加固豊治委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時58分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

○佐藤文雄副委員長

いや、もう一回、これきちんとけりつけたほうがいいと思うから、また時間を作るしかないね。でも、
改選か。その時間はないか。

[「ないよ」と呼ぶ者あり]

○加固豊治委員長

それでは、以上で産業建設委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時59分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

産業建設委員会委員長 加 固 豊 治